

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正（案）の概要

1. 改正の経緯及び趣旨

(1) 特定非営利活動促進法及び同法施行規則の一部改正に伴う改正

青森県特定非営利活動促進法施行細則第29条では、知事が行う公告、公示及び公表の方法を「青森県報に登載して行うものとする。」と規定している。

一方、改正前の特定非営利活動促進法では、同法第10条第2項（特定非営利活動法人の設立認証の申請）の公告以外は、「インターネットの利用その他の適切な方法により」行うものとして規定され、同項のみ「公告し、又はインターネットの利用により公表」とされていた。

同法及び同法施行規則の一部改正により、特定非営利活動法人の設立手続きの迅速化の観点から、同法第10条第2項の規定の公表方法が原則的にインターネットの利用によるものとされ、同条第3項により公表は認証又は不認証が決定されるまでの間行うこととされた。

これを踏まえ、手続きの迅速化の観点から同法第10条第2項以外の公示及び公表方法も併せて見直し、原則的にインターネットを利用する方法により行うこととするための改正を行うものである。

(2) 押印見直し及び押印に代わる自署の見直しに伴う改正

行政手続きにおける書面規制、押印、対面規制の見直しについては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、業務そのものの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的・効果的な提供にも資するものである。

このうち、押印等を求める手続きの見直しについては、令和2年12月18日に内閣府から「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が示されたところであり、これを踏まえ、特定非営利活動法人等が所轄庁に提出する様式の押印等を不要とするための改正を行うものである。

2. 改正案の概要

- ・青森県特定非営利活動促進法施行細則第29条を削除し、知事が行う公告、公示及び公表について、原則的にインターネットを利用する方法により行うこととする。
- ・同施行細則に規定する様式について、特定非営利活動法人等による押印、押印に代わる署名等を不要とする。（押印、署名等を不要とする様式は、新旧対照表のとおり。）

3. 今後の予定

公布日：令和3年9月（予定）

施行期日：公布日と同日（予定）